

秋田市太陽光発電システム設置費補助金交付要綱

〔令和5年5月25日〕
市長 決 裁

(目的)

第1条 この要綱は、本市における再生可能エネルギーの利用促進による地球温暖化の防止およびエネルギーの地産地消を図るため、市が事業所の屋根等に太陽光発電システムを設置する者に対して助成する秋田市太陽光発電システム設置費補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 事業の用に供する店舗、事務所等で、市内に所在するものをいう。
- (2) 太陽光発電システム 建物の屋根等への設置に適した太陽光パネルを利用して電気を発生させるための設備およびこれに附属する設備で発電電力を自家消費するもの又は低圧配電線と逆流有りで連系し自家消費を超える余剰分については電力会社に売電することができるものをいう。
- (3) 工事完了日 太陽光発電システムの設置の工事に係る費用の領収日又は補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）と電力会社との電力受給契約で太陽光発電システムと低圧配電線とを連系する需給開始日をいう。
- (4) 第三者所有モデル 事業所の所有者ではない事業者が、当該事業所の屋根等に太陽光発電システムを設置し、当該太陽光発電システムの所有者となり、発電した電気を当該事業所に供給する事業モデルをいう。
- (5) 着手金 第三者所有モデルにおいて、申請者が、工事完了日までに事業者を支払う費用をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 事業所に設置した個人（市内に居住する者に限る。）の場合は、当該事業の用に供する事業所を現に有し、当該事業所に太陽光発電システムを設置した者

イ 法人の場合は、市内に主たる事業所（本社、本店等）又は主たる営業所（支店、営業所等）を現に有し、当該事業所等に太陽光発電システムを設置した者

(2) 電力会社と電灯契約および余剰電力の売買契約を締結した者又は年間の発電量の3割相当分以上を自家消費する者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

(1) 市税を滞納している者

(2) 同一年度において、補助金の交付決定を既に受けている者

(3) 過去に本市の補助金の交付を受けて太陽光発電システムを設置した場所と同一又は実質的に同一と認められる場所に太陽光発電システムを設置しようとする者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）に該当する者

(5) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第14号に規定する公共的団体

(6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業を営む者

(7) 秋田市中心小企業融資あっせん条例（平成7年秋田市条例第14号）の規定に基づき融資あっせんを受けた者

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することが不適当と認める者

(交付対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げる機器の購入および設置の工事に係る経費ならびに第三者所有モデルにおける着手金とし、消費税および地方消費税相当額を含まないものとする。

- (1) 太陽電池モジュール
- (2) 架台
- (3) インバータ
- (4) 保護装置
- (5) 接続箱
- (6) 直流側開閉器
- (7) 交流側開閉器
- (8) 配線および配線器具
- (9) 余剰電力販売用電力量計

(交付対象となる太陽光発電システムの要件)

第5条 補助金の交付の対象となる太陽光発電システムは、次に掲げる要件の全てに適合しなければならない。

- (1) 新規品であること。
- (2) 申請者が自ら使用するものであり、かつ、事業活動に供するものであること。
- (3) 事業所の屋根等への設置に適し、かつ、太陽電池の最大出力（当該太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力（日本産業規格等に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。）の合計値（キロワット表示とし、小数点以下第2位未満は切り捨てる。）とする。以下同じ。）又は電力会社が発行する電力受給契約確認書における最大受電電力が10キロワット以上のものであること。
- (4) 太陽光発電システムを設置した建物が、申請者と申請者以外の者との共有である場合は申請者以外の共有者全員から、申請者の所有でな

い場合は当該建物の所有者全員から、その設置に関し書面による承諾を受けていること。

(5) 補助金の申請者が自ら設置工事を行ったものでないこと。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、設置した太陽電池の最大出力に1キロワット当たり2万円を乗じて得た額とし、上限を50万円とする。なお、この場合において千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし、予算の範囲内で補助を行うものとする。

2 第三者所有モデルによる場合の補助金の額は、前項の規定に関わらず、同項の規定の額と着手金の額のいずれか低い方の額とする。この場合において、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 申請者は、工事完了日から起算して1年以内に、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に申請するものとする。

(1) 太陽光発電システム設置工事完了報告書(様式第2号)

(2) 自らの費用により太陽光発電システムを設置する者は、設置に係る工事請負契約書等の写し(契約書本文で太陽光発電システムの購入が確認できない場合は、積算内訳書、見積書等の附属書類の写し)

(3) 第三者所有モデルにより太陽光発電システムを設置する者は、着手金の記載がある電力購入契約書等の写し

(4) 太陽電池モジュールの配置およびパワーコンディショナの設置場所等を示した図面

(5) 太陽電池モジュールの型式名、製造番号、公称最大出力値および測定出力値の記載のある製造番号票の写し

(6) 自らの費用により太陽光発電システムを設置する者は、太陽光発電システムの設置工事に係る領収書の写し

(7) 第三者所有モデルにより太陽光発電システムを設置する者は、着手金に係る領収書の写し

- (8) 市税に未納がないことの証明書
- (9) 個人の場合は、個人事業の開業・廃業等届出書の控えの写し等の現に事業を営んでいることを証する書類
- (10) 法人の場合は、法人登記全部事項証明書
- (11) 電力会社との系統連携を行った者は、電力会社との電力受給契約確認書の写し
- (12) 太陽光発電システムを設置した事業所の所在を示す地図
- (13) 太陽光発電システムの設置後の現況写真
- (14) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請（以下「交付申請」という。）があったときは、速やかにその内容を審査し、当該交付申請のあった日から起算して14日以内に補助金の交付の可否を決定するとともに、その結果について当該申請者に対し、補助金交付決定通知書（様式第3号）又は補助金不交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

- 2 申請者は、前項の規定により市長が補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をする前に、前条の交付申請を取り下げようとするときは、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。
(補助金の交付請求等)

第9条 前条第1項の規定により補助金交付決定通知書の送付を受けた者（以下「被交付決定者」という。）は、補助金交付請求書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して、市長に補助金の交付を請求するものとする。

- (1) 補助金の振込先金融機関の通帳の写し
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の補助金交付請求書の提出があったときは、当該提出があった日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。
(手続代行者)

第10条 申請者は、第7条第1項に規定する申請および前条第1項に規定する請求の手続を太陽光発電システムを設置する者以外の者（以下「手

続代行者」という。)に委任することができる。この場合において、手続代行者は、当該申請又は請求時に、申請者からの委任状(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 手続代行者は、委任された手続を誠意をもって実施するものとし、当該手続の代行を通じて知り得た情報は、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)の趣旨に従って取り扱わなければならない。

3 市長は、手続代行者が第1項に規定する手続を偽りその他不正の手段により行った疑いがある場合において、必要に応じた調査の実施により不正行為が認められたときは、当分の間、手続の代行を認めないことができる。

(現地調査等)

第11条 市長は、補助金の交付に係る業務の適正かつ円滑な運営を図るため、必要に応じて、補助金の申請者又は被交付決定者に対して報告を求め、又はその職員に現地調査をさせることができる。

(交付の条件)

第12条 市長は、補助金の交付決定をするに当たり、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 市から送付された補助金交付決定通知書その他関係書類は、受領した日の属する年度の翌年度から起算して10年間保存すること。

(2) 系統連携を行わない者は、太陽光発電システムを設置してから10年間における各年度の年間発電量および自家消費量を記載した書類を具備しておくこと。

(3) 市が行う太陽光発電に関するアンケート調査等に、当該太陽光発電システムの設置後、3箇年にわたって協力すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める条件

(管理および処分)

第13条 被交付決定者は、補助金の交付を受けて取得した太陽光発電システムについて、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 被交付決定者は、当該太陽光発電システムの設置後10年間、市長の承認を受けないで、本補助金の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、

貸付し、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

3 被交付決定者は、前項の承認を受けようとするときは、あらかじめ太陽光発電システム処分承認申請書（様式第7号）により市長の承認を受けなければならない。ただし、天災地変その他被交付決定者の責めに帰することのできない事由により、当該太陽光発電システムが毀損し、又は滅失し、処分せざるを得なくなったときは、この限りでない。

4 市長は、前項の規定により太陽光発電システムの処分を承認した場合は、被交付決定者に対し、既に交付した補助金の全部又は一部について返還を求めることができる。

5 被交付決定者は、前項の規定により当該補助金の返還を求められた場合は、これに応じなければならない。

（交付決定の取消しおよび補助金の返還）

第14条 市長は、被交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該交付決定の額の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 法令又はこの要綱の規定又は交付の条件に違反した場合

(2) 提出した書類の記載事項が虚偽であると認められる場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める場合

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消すときは、補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により被交付決定者に通知するものとする。この場合において、市長は、被交付決定者に対し、交付済である補助金の全部又は一部について返還を求めることができる。

3 被交付決定者は、前項の規定により補助金の返還を求められた場合は、これに応じなければならない。

（補助金の返還請求）

第15条 市長は、第13条第4項又は前条第2項の規定により補助金の返還を求めようとするときは、補助金返還請求書（様式第9号）により行うものとする。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 2 5 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 5 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の秋田市太陽光発電システム設置費補助金交付要綱の規定は、施行日以降に太陽光発電システムを設置した者について適用し、施行日以前に太陽光発電システム設置した者については、なお従前の例による。

3 この交付要綱は、令和 6 年 4 月 1 5 日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日に遡及して適用する。